

島根県森林審議会（森林保全部会）開催概要

森 林 整 備 課

	内容	案件に係る森林の 所在場所	申請者住所 ・氏名	事業名 (開発の目的)	摘 要	開発森林面積 (事業区域面積) (ha)	諮問日	開催年月日 ・審議会場	答申日	答申内容
1	林地開発 許可	松江市鹿島町片匂 字輪谷 654番9 外42筆	広島県広島市中区小町 4番33号 中国電力株式会社 代表取締役 清水 希茂	島根原子力発電所特定 重大事故等対処施設新 設工事 防火帯設置工事 立入制限区域境界フェ ンス設置工事 (特定重大事故等対処施 設の設置) (土捨場および作業ヤ ードの設置) (その他発電所施設(防 火帯・立入制限区域境界 フェンス)の設置)	変更許可 特定重大事故等対処施 設の設備仕様変更によ る敷地の拡張及び、外 部火災が発電所に延焼 することを防止するた めの防火帯の追加等 による変更拡大面積が 5ha以上	39.4128 (109.2062)	H28.6.6	H28.6.21 島 根 県 職 員 会 館 及 び 現 地	H28.6.29	許可相当 と認める

【森林審議会保全部会に諮問する事項】

1 林地開発許可関係

- (1) 新規許可申請の場合で、開発行為に係る森林の面積が5ha（土石等の採掘を目的とするものについては10ha）以上の場合。
(2) 変更許可申請の場合で、変更拡大面積が5ha（土石等の採掘を目的とするものについては10ha）以上の場合。
(3) 変更拡大により5ha（土石等の採掘を目的とするものについては10ha）以上となる場合。

2 保安林解除関係

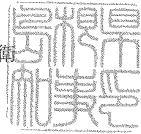
- (1) 保安林の転用に係る解除でその面積が1haを越えるもの。



森 第 3 7 8 号
平成 2 8 年 6 月 6 日

島根県森林審議会
会長 伊藤勝久様

島根県知事 溝口 善兵衛
(農林水産部 森林整備課)



林地開発許可について (諮問)

森林法第10条の2第6項の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

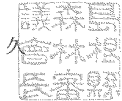
〔諮問案件：林地開発許可について〕

- 申請者 住所：広島県広島市中区小町4番33号
氏名：中国電力株式会社 代表取締役 清水 希茂
開発行為の目的：・特定重大事故等対処施設の設置
・才津谷・内カネ谷土捨場および作業ヤードの設置
・その他発電所施設（防火帯・立入制限区域境界フェンス）の設置
所在場所：松江市鹿島町片句字輪谷654番9 外42筆
開発面積：39.4128ha

平成 2 8 年 6 月 2 9 日

島根県知事 溝口 善兵衛 様

島根県森林審議会
会長 伊藤勝久



答 申 書

平成28年6月6日付け森第378号で諮問のあった事項について、島根県森林審議会森林保全部会において審議の結果、下記のとおり答申します。

記

- 諮問案件：林地開発許可について (中国電力株式会社)
中国電力株式会社がおこなう「特定重大事故等対処施設の設置、才津谷・内カネ谷土捨場および作業ヤードの設置、その他発電所施設（防火帯・立入制限区域境界フェンス）の設置」に伴う林地開発許可については許可相当と認める